

○巡査の階級にある警察官に対する司法警察員の指定について（例規）

（昭和41年8月12日例規第22号）

[沿革] 昭和49年4月例規第16号、58年6月第12号、8月第20号、9月第27号、平成3年2月第9号、4年5月第28号、7年12月第74号、9年8月第32号、15年2月第6号、16年3月第17号、17年7月第16号、9月第25号、18年1月第2号、20年3月第25号、25年3月第10号、26年2月第5号、28年2月第4号改正

このたび、刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年7月奈良県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条第2項及び第4条に基づき、巡査の階級にある警察官に対する司法警察員の指定について、次のとおり定めた。

したがって、今後、次の基準に適合する者は、自動的に司法警察員の指定を受けた者となるものとし、基準に適合しなくなった者は、司法警察員でなくなるので、その運用に過誤のないようにされたい。

記

規則第1条第2項の規定に基づき、採用時教養終了後実務3年以上の経験を有する巡査の階級にある警察官で、次の各号の一に該当する者を司法警察員とする。

- 1 現に次に掲げる職務に専従する者で、当該職務に通算して1年以上の経験を有する者
  - (1) 生活安全（生活安全部人身安全対策課、少年課及び生活環境課並びに警察署の生活安全係、防犯許認可係、少年係及び事件係の職務をいう。）
  - (2) 捜査（刑事部捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課及び機動捜査隊並びに警察署の総務係、強行犯係、盗犯係、組織犯係、知能犯係及び捜査鑑識係の職務をいう。）
  - (3) 鑑識（刑事部鑑識課及び警察署の鑑識係の職務をいう。）
  - (4) 交通（交通部交通指導課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊並びに警察署の指導取締係、交通捜査係及び交通係（指導取締及び交通事故事件の捜査の事務に限る。）の職務をいう。）
  - (5) 警備（警備部警備第一課及び警備第二課並びに警察署の警備係の職務をいう。）
- 2 別表に掲げる駐在所に勤務する者

附 則（平成25年3月19日例規第10号）

この例規は、平成25年3月25日から実施する。

附 則(平成26年2月24日例規第5号)

この例規は、平成26年3月4日から実施する。

附 則(平成28年2月19日例規第4号)

この例規は、平成28年2月26日から実施する。

## 別表

## 勤務する者が司法警察員の指定を受ける駐在所

警 察 署 名	名 称	位 置
桜 井 警 察 署	御 杖 駐 在 所	宇陀郡御杖村大字菅野
	高 見 駐 在 所	吉野郡東吉野村大字木津
五 條 警 察 署	坂 本 駐 在 所	五條市大塔町坂本
	野 迫 川 駐 在 所	吉野郡野迫川村大字北股
	上 野 地 駐 在 所	吉野郡十津川村大字上野地
	風 屋 駐 在 所	吉野郡十津川村大字風屋
	重 里 駐 在 所	吉野郡十津川村大字重里
	折 立 駐 在 所	吉野郡十津川村大字折立
	瀨 駐 在 所	吉野郡十津川村大字神下
吉 野 警 察 署	平 谷 駐 在 所	吉野郡十津川村大字平谷
	柏 木 駐 在 所	吉野郡川上村大字柏木
	河 合 駐 在 所	吉野郡上北山村大字河合
	黒 滝 駐 在 所	吉野郡黒滝村大字寺戸